

# 研修後に手続を希望される方へ

手続に必要な書類一式に必要な事項を全て記入の上、研修開始前に提出してください。  
 なお、不明な点がございましたら、事前にセンターにお問い合わせください。

- ★書類は必ず消えない黒のボールペンで記入してください。
- ★修正箇所は修正テープや修正液を使わず、2重線を引いて消し、上または横の余白部分に正しい文字を記入してください。

## 新規登録申請に必要な書類等

| No. | 書 類 等                                                                                                                            | 備 考                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 1   | 第一種動物取扱業登録申請書（表・裏・備考）                                                                                                            | 1種別ごとに1枚必要です                                         |
| 2   | 動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類                                                                                          |                                                      |
| 3   | 第一種動物取扱業の実施の方法                                                                                                                   | 販売業、貸出し業の場合                                          |
| 4   | 飼養施設の平面図                                                                                                                         | 飼養施設がある場合                                            |
| 5   | ケージ等の規模を示す平面図・立面図                                                                                                                | 飼養施設があり、犬猫を取り扱う場合                                    |
| 6   | 飼養施設の付近の見取図（地図）                                                                                                                  | 飼養施設がある場合<br>※事業所付近の見取図について、飼養施設を設置しない方も提出にご協力ください   |
| 7   | 犬猫等健康安全計画                                                                                                                        | 販売業のうち、飼養施設を設けて犬または猫の販売を行う場合（犬猫等販売業）                 |
| 8   | 権原を証明する書類<br>・ 場所使用権原自認書（様式1※署名した <b>原本</b> ）<br>・ 場所使用承諾証明書（様式2※署名捺印した <b>原本</b> ）または<br>権原を有していると認められた賃貸借契約書（※ <b>原本</b> 及び写し） | どちらかを必ずご用意ください。この書類の不備により、申請を受け付けられないことが多いのでご注意ください。 |
| 9   | 法人の登記事項証明書                                                                                                                       | 法人で申請する場合                                            |
| 10  | 役員の氏名・住所一覧                                                                                                                       | ※発行から3か月以内の原本<br>備考欄に法人番号を記載する場合は不要です                |
| 11  | 「レターパックプラス」（フチが赤いもの）<br>* 宛先に、受取可能な住所を記入してください。<br>* 「レターパックライト」（フチが青いもの）では郵送できません。                                              | 登録証の郵送を希望する場合                                        |
| 12  | 手数料（1種別15,000円、追加1種別につき10,000円）※                                                                                                 |                                                      |

## 動物取扱責任者の変更に必要な書類

| No.                              | 書 類 等                                                                             | 備 考                                                 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 1                                | 第一種動物取扱業変更届出書（様式第7）                                                               | 変更内容を反映させた登録証の交付には再交付手続が必要です。<br>（再交付手続は義務ではありません。） |
| 2                                | 動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類（参考様式第1）                                   |                                                     |
| （登録証の再交付を希望される場合は、以下3～6もご用意ください） |                                                                                   |                                                     |
| 3                                | 第一種動物取扱業登録証再交付申請書（様式第3）                                                           |                                                     |
| 4                                | 手数料（1種別につき2,800円）※                                                                |                                                     |
| 5                                | 「レターパックプラス」（フチが赤いもの）<br>*宛先に、受取可能な住所を記入してください。<br>*「レターパックライト」（フチが青いもの）では郵送できません。 | 再交付した登録証の郵送を希望する場合                                  |
| 6                                | 交付済みの第一種動物取扱業登録証                                                                  | お持ちの旧登録証は返納してください。                                  |



## 東京都動物愛護相談センター



### 新規登録申請書等の事前確認及び窓口申請についてのQ&A

#### Q1. 事前にメール・FAXによる内容確認を受けていない場合でも、窓口申請できるか？

修正箇所がある場合、窓口で申請受理できない場合があります。メールまたはFAXによる事前確認を受けてください。

#### Q2. メール・FAXの送信先は？

23区内で事業所を開設予定の方は、下記の送信先まで送信してください

＜送信先＞

メール：S1150605@section.metro.tokyo.jp

FAX：(03) 3329-2647



#### Q3. 送信後、返事はいつもらえるか？

職員が内容を確認してから御連絡いたしますので、お待ちください。  
回答にはお時間がかかることがありますので、余裕をもってご相談ください。

#### Q4. 準備ができた書類から、順次メールを送信してよいか？

必要書類が全て整っているものについて事前確認を行っておりますので、書類はまとめて送付してください。必要書類が不足している場合は、確認を行えない場合があります。

#### Q5. メールの件名はどのようにすればいいか？

件名に「①申請者(法人)名 ②事業所所在地(例：〇〇区) ③責任者研修受講予定日」を記入してください。 ※メール本文の中に、連絡先の電話番号をご記入ください。

#### Q6. メールの添付ファイルの形式は決まっているか？容量の上限はあるか？

形式は、必ずPDFファイルとしてください。他の形式では受取れない場合があります。  
またセキュリティの関係上、URLの接続はできません。  
添付ファイルの上限は5MB程度です。容量の大きいものは、圧縮や分割して送信するか、FAXをご利用ください。

#### Q7. メールで登録申請可能か？

メールでは、事前確認のみです。登録申請（書類の提出）は、必ず窓口でお願いします。

問合せ先 東京都動物愛護相談センター 本所 業務担当  
電話番号 (03) 3302-3507 (番号案内1) <平日 午前9時から午後5時まで>